

佐賀県告示第二百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十一年七月二十四日から平成二十一年八月二十四日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月二十四日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 三瀬神埼線	神崎市神埼町鶴字秀鶴九一八番一地 先から 神崎市神埼町鶴字秀鶴九三八番二地 先まで	平成二一・七・二四
県道 若宮鶴線	神崎市神埼町城原字一本黒木八八番 二地先から 神崎市神埼町鶴字秀鶴一〇五八番四 地先まで	平成二一・七・二四
県道 吉田鶴線	神崎市神埼町鶴字今鶴八七四番一地 先から 神崎市神埼町鶴字秀鶴九一九番一地 先まで	平成二一・七・二四